

第6章 計画の推進

- 1 推進体制の確立
- 2 地域資源の活用
- 3 財源の確保
- 4 計画の進捗管理

1 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことは地域福祉を推進していくにあたって重要なネットワークです。

地域住民の主体的な参加のもと地域の特徴や課題を認識し、一人ひとりが地域福祉の担い手として自ら解決していくことで参加と支え合いのまちへとつながります。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、横のつながりを意識した施策を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検を行い、進捗状況を把握していきます。

地域における担い手の役割

	それぞれの役割・取り組み
個人・家庭	あいさつ、見守り、思いやり・いたわりの気持ち、活動に参加、知恵や経験を地域と共有 他
町会・自治会、市政協力委員	話し合い、見守り、環境美化、防災、防犯、イベント、地域の課題を発見 他
地域における各種団体 (ボランティア団体、NPO など)	各種団体による様々な地域福祉活動 各種団体との連携、地域の課題を共有 市・地区社会福祉協議会への参加
社会福祉法人*・ 福祉関連民間事業者	専門機能を生かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 福祉サービスの情報提供や生活相談・助言
地区社会福祉協議会	地域福祉活動の実践、ふれあい・いきいきサロン、 ふれあい会食会、見守りネットワーク活動、防災、 防犯、子育て支援活動 他
松戸市社会福祉協議会	地域福祉活動の推進・調整役 社会福祉事業の企画・実施、参加への支援
全市的な各種団体 (商工会議所、医師会、歯科医師会、 薬剤師会など)	それぞれができる福祉活動の整理 各種団体との連携
国・県の行政機関	関係機関との連携
松戸市	松戸市地域福祉計画の推進・調整役 市社協・地区社協の活動を支援 活動計画との整合、各種団体の支援

2 地域資源の活用

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種NPO法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア*として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。地域にどれくらいの人的資源・物的資源があるのかを市民一人ひとりが把握し、地域貢献の認識を持ってもらうことが必要です。また、次項にみるように、地域には様々なマンパワーがあります。これらを有効に活用することが大事です。

☞ 地域福祉推進地区別の主な資源一覧については、104～107ページに掲載しています。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、平成25年3月末現在では市内に152ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その1）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋	
人口	人口	23,967	54,224	25,770	29,652	18,808	43,673	38,094	
	14歳以下	2,906	6,874	3,185	3,803	2,294	7,525	4,968	
	割合	12.1%	12.7%	12.4%	12.8%	12.2%	17.2%	13.0%	
	15歳～64歳	16,662	36,550	17,620	18,702	11,798	28,103	25,183	
	割合	69.5%	67.4%	68.4%	63.1%	62.7%	64.3%	66.1%	
	65歳以上	4,399	10,800	4,965	7,147	4,716	8,045	7,973	
	割合（高齢化率）	18.4%	19.9%	19.3%	24.1%	25.1%	18.4%	20.9%	
人的資源	市政協力委員	男	38	44	11	16	21	15	23
		女	5	4	1	2	1	2	1
	民生委員・児童委員	男	8	14	10	8	5	11	6
		女	27	46	20	24	23	20	31
	健康推進員	男							
		女	11	21	10	14	10	12	20
	食生活改善推進員	男							
		女	1	4	1	2	1	1	2
	クリンクル推進員	男	1	2			4	2	3
		女	1	2		3		2	1
	防犯指導員	男	35	107	54	59	35	52	99
		女	5	4	3	3	1		2
	青少年相談員	男	6	19	4	7	11	18	14
		女	8	10	1		2	3	5
子ども会		7	23	3	7	5	5	6	
老人クラブ		14	23	12	16	11	14	17	
ボランティア団体(協議会加盟)		2	3	2	2	3	2		
NPO法人		9	15	6	6	11	8	8	
物的施設等	警察署と交番	松戸署+1	2	1	1	2	1	東署+1	
	消防署		局+1		1		2	1	
	ゴミ・尿処理施設						2		
	町会・自治会館		9	16	6	4	8	13	
	市役所・支所			市役所		1	1	1	
	市民センター			1	1		2	2	
	公園緑地		15	40	22	16	25	54	
	郵便局	集配所+1		6	1	1	2	3	
	JRの駅		1		1			1	
	私鉄の駅		1	2	1		1	3	
	病院				2	2		3	
医療関係	診療所		25	27	14	7	11	15	
	歯科診療所		23	30	14	4	12	13	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋	

※使用している数字は、平成24年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

※市政協力委員、町会・自治会館の数字については、町会境ではなく字境で設定しています。

(人口：平成25年3月31日現在の住民基本台帳)

		常盤平	五香松飛台	六実六高台	常盤平団地	小金	小金原	新松戸	馬橋西
人口		53,331	34,788	25,021	8,266	42,667	28,459	36,910	22,246
14歳以下		6,885	4,597	3,338	525	5,325	3,501	3,788	2,655
割合		12.9%	13.2%	13.3%	6.4%	12.5%	12.3%	10.3%	11.9%
15歳～64歳		34,039	21,761	16,671	4,497	28,087	16,714	25,353	14,699
割合		63.8%	62.6%	66.6%	54.4%	65.8%	58.7%	68.7%	66.1%
		12,407	8,430	5,012	3,244	9,255	8,244	7,769	4,892
割合(高齢化率)		23.3%	24.2%	20.0%	39.2%	21.7%	29.0%	21.0%	22.0%
市政協力委員	男	32	23	19	6	34	29	27	20
	女	2	8	2	9	2	6	1	2
民生委員・児童委員	男	18	14	4	6	11	10	12	6
	女	41	22	24	12	33	15	23	16
健康推進員	男								
	女	25	14	10	3	22	16	18	12
食生活改善推進員	男								
	女	7	2	1		6		2	
クリンクル推進員	男	3	2	2	2	3	4		1
	女	1			4	1		2	1
防犯指導員	男	35	91	94	9	123	47	63	49
	女	5	1	4	1	5	3	5	1
青少年相談員	男	14	10	10		12	13	15	3
	女	5	3	4		15	4	3	1
子ども会		15	6	7	2	20	5	13	6
老人クラブ		22	14	14	1	20	17	13	12
ボランティア団体(協議会加盟)		2	1		1	2	3	1	
NPO法人		21	9	3	1	7	9	20	4
警察署と交番		2	2	1		1	1	1	1
消防署			1	1		2			1
ゴミ・し尿処理施設			2	1					
町会・自治会館		13	5	9	1	9	11	26	11
市役所・支所		1		1		1	1	1	
市民センター		2	2	1		2	1	1	1
公園緑地		38	29	19		38	24	27	10
郵便局		7	集配局+2	2		2	集配局+2	3	2
JRの駅		1				1			
私鉄の駅		3	1	1		1		1	
病院		3	2			2	1	1	1
診療所		45	11	7		16	16	28	13
歯科診療所		42	16	7		24	11	30	11
		常盤平	五香松飛台	六実六高台	常盤平団地	小金	小金原	新松戸	馬橋西

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その2）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋
こども関係	保育所	3	6	2	3	2	5	2
	幼稚園	1	5	3	1	2	4	2
	小学校	2	5	2	1	2	6	3
	中学校	1	1	1	1		4	1
	高等学校			1			4	1
	養護学校							
	大学	1	1		1			
	児童館		1					
	おやこDE広場	3	1	2			1	1
	児童養護施設							
	こども発達センター							
	地域子育て支援センター		1				1	
	病後児保育室			1				
高齢者・介護関係	地域包括支援センター		1					
	在宅介護支援センター	1	1		1	1	1	
	居宅介護支援事業所	5	11	4	5	3	8	5
	特別養護老人ホーム				1	1	5	1
	介護老人保健施設						2	
	介護療養型医療施設							
	訪問介護事業所	8	9	10	4	2	8	6
	訪問入浴介護事業所	2	1					
	訪問リハビリ事業所						1	1
	訪問看護事業所	1	2	1		1	1	1
	通所介護施設(デイサービス)	1	10	4	8	5	9	10
	通所リハビリ事業所						5	1
	短期入所生活介護事業所(ショートステイ)				1		6	1
	小規模多機能型居宅介護事業所		1			1		1
	認知症対応型通所介護事業所							
	グループホーム事業所	2	2	1	2	2	3	1
	夜間対応型訪問介護施設				1			
	特定施設入所者生活介護	1		1	1		5	2
	障害者関係	施設入所支援事業所						
知的障害者生活ホーム			2			2		
知的障害者福祉ホーム							1	
ケアホーム・グループホーム			1	1				2
生活介護事業所								1
就労継続支援B型事業所		1				1		
就労移行支援事業所		1						
地域活動支援センターⅠ型								
地域活動支援センターⅡ型								
地域活動支援センターⅢ型		2	3	1		1	1	2
指定特定相談支援事業所		1						
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋

※ 介護・障害関係の事業者情報はそれぞれ担当課からの情報提供のものです。

※ 使用している数字は、平成24年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

※ 平成25年10月より地域包括支援センター*は3ヶ所から11ヶ所に増設いたします。

	常盤平・常盤平団地	五香松飛台	六美六高台	小金	小金原	新松戸	馬橋西
保育所	6	1	3	2	5	5	4
幼稚園	8	3	1	3	3	2	2
小学校	6	3	3	3	3	2	1
中学校	3	2	1	2	2	1	2
高等学校		1	1			1	1
養護学校	1				1		
大学						1	
児童館	1				1		
おやこDE広場	1	1		1	2	1	1
児童養護施設					1		
こども発達センター		1					
地域子育て支援センター	1		1				
病後児保育室						1	
地域包括支援センター		1		1			
在宅介護支援センター	1		1	1	1	1	1
居宅介護支援事業所	26	7	6	8	7	8	5
特別養護老人ホーム	3	1	1	2	2		1
介護老人保健施設	1	4		1	1		1
介護療養型医療施設				1			
訪問介護事業所	27	3	5	9	7	5	5
訪問入浴介護事業所	3						1
訪問リハビリ事業所	1					1	
訪問看護事業所	3			2	2	3	1
通所介護施設(デイサービス)	24	9	7	9	6	4	4
通所リハビリ事業所	1	3		2	2		2
短期入所生活介護事業所(ショートステイ)	4	2	1		1	1	1
小規模多機能型居宅介護事業所	1		1		1	1	
認知症対応型通所介護事業所			1			1	
グループホーム事業所	5	1	2	3	1	2	3
夜間対応型訪問介護施設							
特定施設入所者生活介護	4	5	1	1	2		1
施設入所支援事業所		1	1				
知的障害者生活ホーム	1	1					
知的障害者福祉ホーム							
ケアホーム・グループホーム		4	3	2			1
生活介護事業所	4	3	1	2	1		
就労継続支援B型事業所	3	1					
就労移行支援事業所							
地域活動支援センターⅠ型						1	
地域活動支援センターⅡ型		1					
地域活動支援センターⅢ型	8				1		2
指定特定相談支援事業所	1	1	1			1	
	常盤平・常盤平団地	五香松飛台	六美六高台	小金	小金原	新松戸	馬橋西

※ 「松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画*」において、施設整備では「常盤平地区」と「常盤平団地地区」を一体的に扱うこととしているため、資源一覧(その2)の物的資源については、「常盤平地区」と「常盤平団地地区」を一つに掲載しています。

※ 地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

3 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながり、また人と人との関係を強くします。行政が取り組む福祉活動には公的資金が充てられますが、地域の方たちが自主的に取り組む福祉活動の資金は福祉の基金や共同募金などの配分金、また住民自ら資金を確保することとなっています。

《 地域福祉活動の財源 》

- (1) 公的資金の確保
- (2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金の確保
- (3) 自主財源の確保

上記の方法から、町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金を継続的に確保する具体的な仕組みが必要となります。

(1) 公的資金の確保

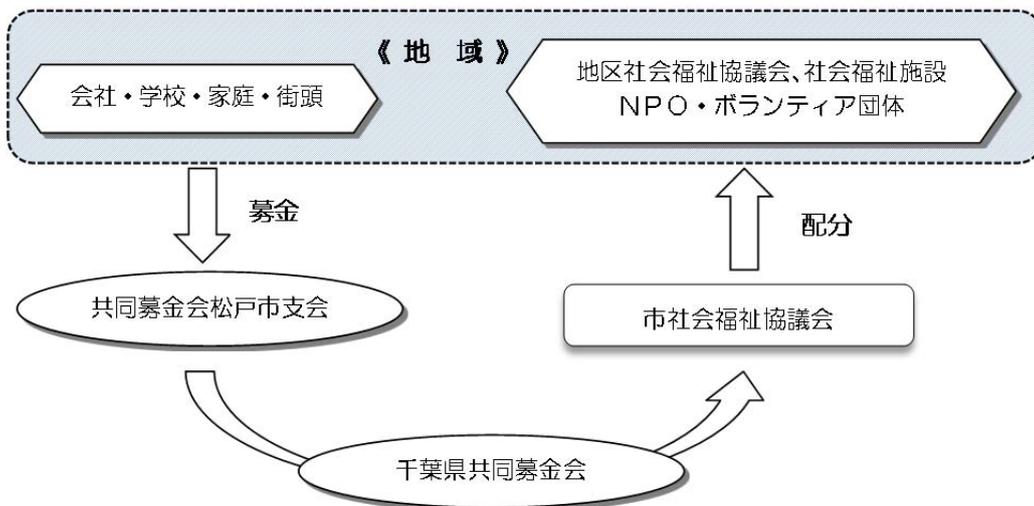
地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するため、情報を提供しています。今後、ホームページ等で市民へ情報が伝わるよう研究していきます。

☞ 参考資料「平成25年度千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧表(抜粋)」については、資料編161ページに掲載しています。

(2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。

共同募金の流れ



主な活用使途



(会食会での様子)

- 市内15地区社協に助成
- 民間保育園・民生委員児童委員協議会に活動費の一部を助成
- 老人クラブ連合会に活動費の一部を助成
- ボランティア活動の普及・推進に活用
- 交通安全のための団体の活動に助成
- 福祉教育推進のために活動した学校に助成

(3) 自主財源の確保

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

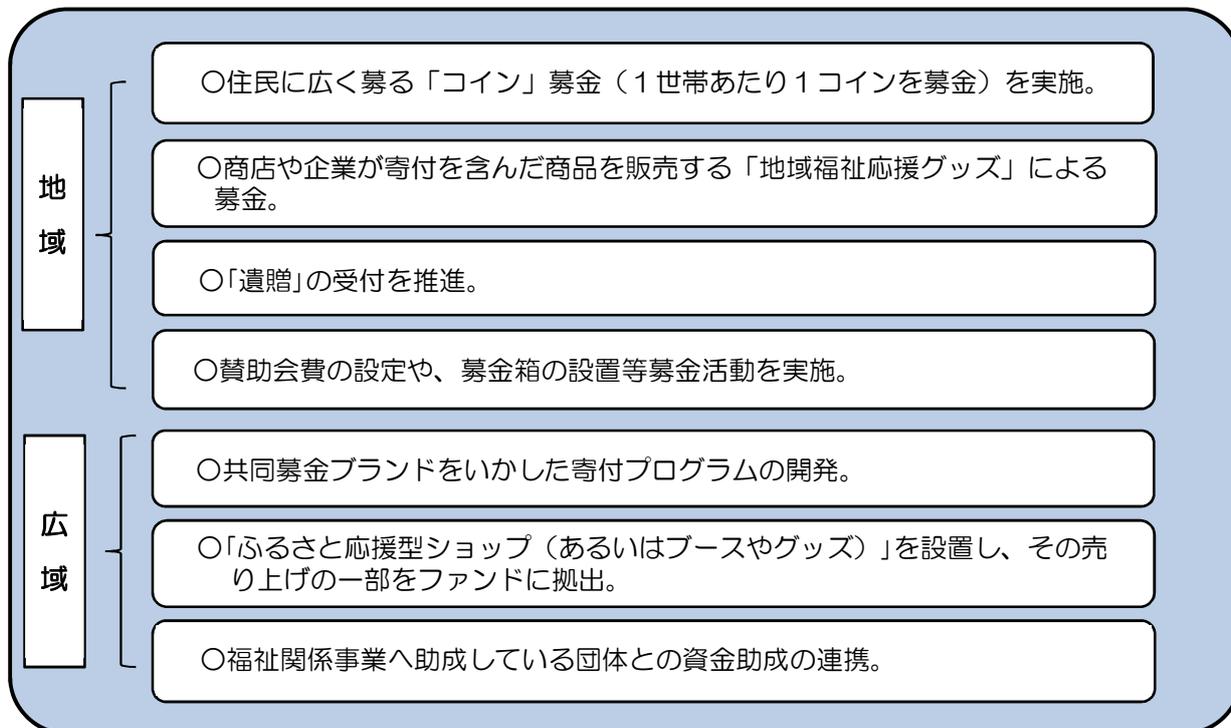
主な自主財源の確保

○団体構成委員の会費 ○寄付金の活用 ○バザーでの収益金

○その他

- ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
- ・サロン活動等で参加者からコーヒー1杯〇円を徴収し、事業費・運営費に充てる
- ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
- ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

「安心生活創造事業」での自主財源確保の取り組みの例



※厚生労働省より

4 計画の進捗管理

計画は策定するだけでなく、その推進及び進捗管理が重要です。計画の推進の情報集約は推進委員会が担うこととします。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について把握し、推進委員会で報告し計画の推進に努めます。

なお、次期の地域福祉計画は、社会動向の変化や計画の市民アンケート調査の実施、進捗状況に対応して、計画の見直しをしていきます。

